

## 「とくしま回帰」空き家情報バンク要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、徳島県内の空き家対策と住宅団地再生による住環境の向上と定住促進を目的に、徳島県住宅供給公社（以下「公社」という。）が分譲した住宅団地及び自治体が運営する空き家バンクが設置されていない市町村における空き家等の流通の推進に資する徳島県空き家バンクとして、「とくしま回帰」空き家情報バンク（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 空き家等

公社が分譲した住宅団地及び自治体が運営する空き家バンクが設置されていない市町村に所在する住宅、店舗、倉庫等の建物その他の工作物で、現に利用していない状態にあるもの（近く利用しなくなる予定のものを含む。）又はその敷地をいう。

(2) 所有者

空き家等に係る所有権その他の権利により当該空き家等の譲渡又は賃貸を行うことができる者をいう。

(3) 空き家バンク

空き家等（空き家となる予定のものを含む。以下「空き家」という。）に関する情報を登録し、空き家等の利用を希望する者（以下「利用希望者」という。）に対し、情報提供を行う制度をいう。

(4) 利用希望者

空き家等の購入、賃貸を希望する者をいう。

(5) 空き家コーディネーター

徳島県空き家コーディネーター登録要綱の規定により、県に登録され、空き家コーディネート業務を行う者をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家等の取引を制限するものではない。

### (空き家の登録等)

第4条 空き家バンクによる空き家等に関する情報を登録しようとする所有者（以下「申込者」という。）は、空き家バンク登録申込書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して理事長に提出しなければならない。

(1) 空き家バンク登録カード（様式第2号。以下「登録カード」という。）

(2) 空き家等の建物（売却を希望する場合は、建物及びその敷地となっている土地）の登記事項証明書又は登記簿謄本（申請日前3か月以内に交付されたものに限る。ただし、未登記建物である場合、当該未登記建物については公課証明書に代えることができる。）

(3) 不動産登記法（平成16年第123号）第14条第1項の地図又はそれに準ずる図面の写し（申請日前3か月以内に交付されたものに限る。）に空き家等の位置を示したもの

(4) 空き家等の現況及び全景を確認することができる写真

(5) その他理事長が必要と認める書類

2 理事長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認のうえ、適切であると認めたときは、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録の対象としないものとする。

(1) 当該空き家が第2条第1号の要件を満たしていないとき。

(2) 空き家の所有者が第2条第2号の要件を満たしていないとき。

(3) 空き家の所有者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成30年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力

団員であるとき、又はそれらと密接な関係を有する者であるとき。

(4) その他理事長が登録を適当でないとするとき。

- 3 理事長は、必要に応じて当該申込みのあった空き家を調査することができる。
- 4 申込者は、前項の調査に協力するものとする。
- 5 理事長は、第2項の規定による登録をしたときは、空き家バンク登録完了通知書(様式第3号)を申込者に通知するものとする。
- 6 理事長は、第2項の規定により登録した台帳の情報について、前項の規定による登録完了通知書の通知を受けた申込者(以下「登録者」という。)の住所、氏名、権利関係、連絡先等の個人情報を除き、ホームページ等に掲載し周知するものとする。
- 7 申込者は、既存住宅状況調査(インスペクション)を希望する場合、手数料として81,480円を納付するものとする。
- 8 申込者は、耐震診断調査を希望する場合、手数料として40,800円を納付するものとする。

(変更の届け出)

第5条 登録者は、登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出(様式第4号)に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて理事長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録取消し)

第6条 理事長は、登録者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録者を空き家バンク登録台帳から取消しするものとする。

- (1) 第4条第2項に掲げる要件を欠く者と認められたとき。
  - (2) 偽りその他不正の行為により登録したことが判明したとき。
  - (3) 空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
  - (4) 空き家バンク登録取消届(様式第5号)の届出があったとき。
  - (5) 空き家登録の日から5年目の3月31日に到達する日。ただし、改めて登録の申込みを行うことにより再登録をしたときは、この限りではない。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、理事長が適当でないとするとき。
- 2 理事長は、第1項により当該登録物件を空き家バンクから取消したときは、空き家バンク登録取消通知書(様式第6号)を当該登録者に通知する。

(閲覧の方法)

第7条 利用希望者は、登録物件情報について、ホームページにより閲覧することができる。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第8条 登録物件の売買、又は賃貸について交渉を希望する者(以下「交渉希望者」という)は、空き家バンク登録物件交渉希望申込書(様式第7号)を理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の規定による申込みがあったときは、空き家バンク登録物件交渉申込通知書(様式第8号)により、登録者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた登録者は、遅滞なく交渉希望者と空き家等の利用に係る交渉を行い、当該交渉が終了したときは、空き家バンク登録物件交渉結果報告書(様式第9号)により理事長にその結果を報告するものとする。

(交渉等への関与)

第9条 理事長は登録者と交渉希望者との空き家等に関する交渉及び売買、賃貸等の契約については、直接これに関与しないものとする。

- 2 理事長は、登録者に対し、当該空き家に関する交渉及び売買、交換又は賃貸者等の契約について空き家コーディネーターに媒介を依頼することができる。
- 3 契約等に関する一切のトラブル等については、当該者間で解決するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、空き家バンクに関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、改正前の登録物件に係る手続については、なお従前の例による。